

＜資料編＞

第 1 章

関 係 法 令 等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

<以下省略>

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持等)

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

3 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

<以下省略>

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効

期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

<中略>

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者

(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

- 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
- 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(変更の許可等)

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- 2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
- 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。
(事業の停止)

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第七条第十一項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至つたとき。
 - 二 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。)
 - 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第7条の5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

<以下省略>

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

<中略>

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第三号に掲げる場合を除く。） 市町村長

<以下省略>

(措置命令)

第19条の4 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第3条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

<中略>

ル 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

<以下省略>

(事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第4条の4 法第六条の二第七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)

第4条の5 法第七条第二項に規定する政令で定める期間は、二年とする。

(法第七条第五項第四号ハの生活環境の保全を目的とする法令)

第4条の6 法第七条第五項第四号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法

二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

八 ダイオキシン類対策特別措置法

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(法第七条第五項第四号ヘ、リ及びヌの政令で定める使用人)

第4条の7 法第七条第五項第四号ト、ヌ及びブルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

第1条の17 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- 二 第二条各号に掲げる者
- 三 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び第十条の二十第一項に掲げる者（同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者に限る。）
- 四 法第九条の八第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- 五 法第九条の九第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）
- 六 法第九条の十第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- 七 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十一条第二項に規定する者（同法第二十条第二項第一号に規定する認定計画に従って行う再生利用事業（同法第二十一条第二項第二号に規定する再生利用事業をいう。）に利用する食品循環資源（同法第二条第三項に規定する食品循環資源をいい、一般廃棄物に該当するものに限る。）の運搬を行う場合に限る。）

(特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項)

第1条の19 令第四条の四第二号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- 二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第2条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除
- 四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- 五 国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）
- 六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- 七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
 - イ 運輸事業者（資本金の額が三億円を超える会社に限る。）が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画（再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。
 - ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとつて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

- ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ト 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

<中略>

- 九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ、自動車用鉛蓄電池又はリチウム蓄電池（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は同項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車の部品に限る。）の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもので一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

- イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

- イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

- (1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量
- (2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地
- (3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

<以下省略>

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

第2条の2の2 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物

の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第2条の5 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処分	略
備考	収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

- 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第2条の6 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 次に掲げる者
 - イ 法第七条第五項第四号りに規定する法定代理人
 - ロ 役員及び政令で定める使用人
 - ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人
- 三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- 四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

2 法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に行うものとする。

(法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出)

第2条の7 法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第七条第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号
- 三 法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由
- 四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

(法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

第2条の8 法第七条の二第五項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。2 法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例

(抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物を含む。)をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 特定家庭用機器廃棄物 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として利用することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、一般廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量化及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市長は、再利用等による廃棄物の減量化に関する市民の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。
- 4 市長は、廃棄物の減量化及び処理について市民の意見を施策に反映させるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量化に積極的に努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量化及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市長の減量義務)

第6条 市長は、資源ごみの収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市民の減量義務)

第7条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量化及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量化及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化のための市の施策への協力その他の活動を行う。

(事業者の減量義務)

第9条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量化しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなけれ

ばならない。

- 4 事業者は、その製品等が不用となった場合において、再利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

(再利用の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。
(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第12条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあっては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。)は、再利用の可能な物の分別及び再利用を促進すること等により、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、前項の規定による事業系一般廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。
(改善勧告及び公表)

第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が、前条各項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(収集及び受入れの拒否)

第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表をされた後において、なお、同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集及び本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理)

第16条 市長は、法第6条の規定に基づいて定めた一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 事業者は、第21条第1項に定めるところによるほか、その事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

4 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

5 一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理の基準は、規則で定める。

(処理困難性の自己評価等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定及び回収)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難であると認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 市民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(占有者の責務)

第19条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を保管するため、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように容器又は設備を設けるとともに、当該容器又は設備を常に清潔にしておかなければならない。

2 占有者は、前項の容器又は設備については、一般廃棄物の移替えが容易なものとし、かつ、移替えが便利な場所に設けなければならない。

(排出規制物等)

第20条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の収集及び処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しい悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 適正処理困難物

(7) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(処理の申込み)

第21条 占有者は、自ら運搬し、又は処分しなければならない一般廃棄物のうち、市長において当該作業が困難であると認めるものを除くほか、その処理を市長に申し込むことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の一般廃棄物について分別、破碎、脱水、圧縮その他の事前処理を行うよう指示することができる。

(処理施設の利用許可等)

第22条 一般廃棄物を本市の処理施設に搬入しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、本市の委託を受けて一般廃棄物を搬入しようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、規則で定める受入基準に従うとともに、市長が随時行う搬入物検査に協力しなければならない。

(改善勧告等)

第23条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第2項の受入基準に従わないとき、又は同項の搬入物検査に協力しないときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(受入拒否等)

第24条 市長は、第22条第1項の許可を受けた者が前条の規定による勧告に従わないときは、当該許可を取り消し、又は当該一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(清潔の保持)

第25条 占有者は、その土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、土地又は建物の清潔が保たれていないため生活環境の保全上支障があると認めるときは、その占有者に対し必要な措置を命ずることができる。

3 土木、建築等の工事の施行者は、都市の美観を損なわないように、当該工事に伴い生じた土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の範囲)

第26条 法第11条第2項の規定により本市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲のもので、災害時における廃棄物その他市長において公益上処理する必要があると認めて告示したものに限るものとする。

2 前項に定める産業廃棄物の処理については、第22条から第24条までの規定を準用する。

(一般廃棄物処理手数料等)

第32条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し別表に定める区分に従い、同表で定める額の範囲内において規則で定める額の手数料を徴収する。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の算定、徴収方法及び還付に関し必要な事項は、規則で定める。

4 市長は、第26条の規定により産業廃棄物を処理するときは、一般廃棄物の例により手数料を徴収する。

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第33条 法に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料

1件 20,000円

(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料

1件 15,000円

(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可申請手数料

1件 30,000円

(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可更新申請手数料

1件 20,000円

(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業に係る事業範囲の変更許可申請手数料

1件 15,000円

(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業に係る事業範囲の変更許可申請手数料

1件 20,000円

(7) 前各号に規定する許可に係る許可証の再交付手数料

1件 2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(立入検査)

第35条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

(抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定め、併せて条例の施行について必要な事項を定める。

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
(廃棄物管理責任者の選任等)

第2条の2 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任については、事業用大規模建築物の管理について権限を有する者のうちから、当該事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任については、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、事業用大規模建築物の所有者又は事業者が同一の者である場合で、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその業務の遂行に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(計画書の作成及び提出)

第2条の3 条例第12条第4項の規定による計画書の作成は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間における計画について行わなければならない。

2 前項の計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号の2)により毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。

(家庭廃棄物の処理の申出)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、本市の区域内への転入等により新たに一般廃棄物の処理を受けようとするとき、又は本市の区域外への転出等により一般廃棄物の処理を必要としなくなったときは、市長に申し出てその指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の区分及び処理基準)

第4条 条例第16条第5項の一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理基準は、次のとおりとする。

(1) ごみ

ア 家庭廃棄物

- (ア) 生活ごみ 週2回
- (イ) 粗大ごみ 処理の申込みによりその都度
- (ウ) 資源ごみ(缶、びん及びペットボトル) 月2回
- (エ) 資源ごみ(プラスチック製容器包装) 週1回
- (オ) 資源ごみ(おおむね最大の辺又は径が30cm以下の小型金属で家電製品を除くもの) 月1回
- (カ) 水銀使用廃製品(蛍光灯、水銀体温計その他水銀等が使用されている製品の廃棄物をいう。) 拠点回収により随時
- (キ) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)
- (ク) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度
- (ケ) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度

イ 事業系廃棄物

- (ア) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)
- (イ) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度

- (ウ) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度
- (エ) 法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者(以下単に「一般廃棄物収集運搬業者」という。)による搬入ごみ 搬入によりその都度
- (2) 特定家庭用機器廃棄物
 - ア 収集及び再商品化等施設への運搬 申込みによりその都度
- (3) 動物の死体(実験動物の死体のうち市において処理できないものを除く。)
 - ア 収集、運搬及び処分 申込によりその都度
 - イ 処分のみ 搬入によりその都度
- (4) し尿
 - ア 継続的な処理 おおむね月2回
 - イ 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度
- (5) 浄化槽^{そう} 清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥(建築物の排水槽に堆積する汚泥で、し尿を含むものをいう。以下同じ。) 搬入によりその都度
- (6) 前各号以外の廃棄物 処理の申込みによりその都度
(一般廃棄物の排出方法)

第4条の2 前条第1号に掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物を識別できる状態で排出しなければならない。この場合において、当該廃棄物を袋に収納して排出しようとするときは、次に掲げる基準に適合する袋を使用しなければならない。

- (1) 無色又は白色であって内容物を識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (2) 内容物が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。

(分別収納)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、占有者又は地域を指定して占有者に対し、廃棄物を可燃物、不燃物、再利用可能な物等の種類ごとに各別の容器又は設備に分別して収納することを指示することができる。

(搬入許可の申請等)

第7条 条例第22条第1項(条例第26条第2項において準用する場合を含む。)に規定する市長の許可(以下「搬入許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者 廃棄物搬入許可申請書(様式第3号(甲))
- (2) 第4条第1号ア(ケ)又はイ(ウ)に掲げるごみの搬入を行おうとする者(次号に掲げる者を除く。) 廃棄物搬入許可申請書(様式第3号(乙))
- (3) 第4条第1号イ(ウ)に掲げるごみの搬入を行おうとする者(申請日の属する年度の前年度において24回以上当該ごみの搬入を行った者又は市長が別に定める期間内において24回以上当該ごみの搬入を行う見込みである者に限る。) 廃棄物搬入許可申請書(様式第3号(丙))

2 前項の規定による申請書の提出を行うときは、申請の内容を証する書類、市長が必要と認める書類等を提示し、又は添付しなければならない。

3 市長は、条例第24条の規定により搬入許可を取り消し得る場合において、特別の理由があると認めるときは、1年を超えない範囲で市長が定める期間内において当該搬入許可を停止するものとする。

4 搬入許可の取消処分を受けた者は、1年を超えない範囲で市長が定める期間内においては、搬入許可の申請をすることができない。

(搬入許可書の交付等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、搬入を適当と認めるときは、廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲)(乙)(丙))を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲))に限る。)の交付を受けた者(以下この条において「許可業者」という。)に対して、搬入許可を受けた収集運搬車両ごとに搬入承認カード(様式第4号の2)を貸与するものとする。

3 許可業者は、市の処理施設への搬入に際しては、搬入承認カードを携帯し、当該施設の管理者から求められたときはこれを提示しなければならない。

4 許可業者は、廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。

5 許可業者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日から当該許可業者に係る一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が満了する日までとする。

6 第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(乙))に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許

可は、当該許可書に記載された廃棄物に限るものとする。

7 第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(丙))に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日からその日の属する年度の末日までとする。

8 一般廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた許可業者に係る搬入許可の有効期間は、第5項の規定にかかわらず、当該取消処分に係る通知が当該取消処分を受けた者に到達した日までとする。

9 前項の場合において、許可業者は、失効した廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを、速やかに市長に返納しなければならない。

(搬入許可書の再交付等)

第8条の2 前条第1項の規定により廃棄物搬入許可書の交付を受けた者は、当該廃棄物搬入許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、廃棄物搬入許可書再交付申請書(様式第4号の3)により市長に廃棄物搬入許可書の再交付を申請することができる。

2 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、搬入承認カード再貸与申請書(様式第4号の4)により市長に搬入承認カードの再貸与を申請することができる。

3 汚損又は破損により前2項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを申請書に添付しなければならない。

4 亡失により第1項の規定による再交付又は第2項の規定による再貸与を受けた者は、亡失した廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを発見したときは、発見した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを直ちに市長に返納しなければならない。

5 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該搬入承認カードについて賠償しなければならない。

(搬入許可の変更承認)

第8条の3 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(乙))を除く。)の交付を受けた者は、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ廃棄物搬入許可変更承認申請書(様式第4号の5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、搬入車両の台数を減らす場合は、この限りでない。

(1) 搬入車両

(2) 廃棄物の内容

2 前項の廃棄物搬入許可変更承認申請書には、申請の内容を証する書類及び市長が必要と認める書類等を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、廃棄物搬入許可書の書換え交付を行うものとする。

4 前項の規定による許可書の書換え交付を受ける者は、書換え前の許可書を市長に返納しなければならない。

(承認を要しない搬入許可の変更及び廃止届出等)

第8条の4 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(乙))を除く。)の交付を受けた者は、前条第1項各号に掲げる事項以外で当該許可書の記載内容に変更を生じたとき、又は許可を受けた搬入を廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に廃棄物搬入許可(変更・廃止)届出書(様式第4号の6)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 許可書の記載内容の変更の場合 変更内容を証する書類、市長が必要と認める書類等

(2) 許可を受けた搬入を廃止した場合 廃棄物搬入許可書

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可書の記載内容に係る変更の届出について準用する。

(受入基準)

第9条 条例第22条第2項の規則で定める受入基準は、別表第1のとおりとする。

第10条 削除

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 条例第32条第1項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。ただし、第4条第1号ア(イ)の粗大ごみに係る手数料の額は、別表第3のとおりとする

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第18条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2

項の規定により許可の更新を受けようとする者（以下この条においてこれらを「申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業（許可・更新許可）申請書（様式第8号）に次に掲げる書類及び図面を添付し、正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 事業の用に供する施設、事務所及び事業場の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の案内図及び配置図
 - (3) 申請者が前号の施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
 - (4) 申請者が法人である場合は、定款その他これに類する書類及び登記事項証明書
 - (5) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類
 - (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
 - (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (8) 申請者が法人である場合は、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類並びに直前3年（法第7条第2項に規定する許可の更新の申請（以下この条において「許可の更新申請」という。）を行う場合は、直前2年）の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - (9) 申請者が個人である場合は、所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類並びに資産に関する調書
 - (10) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び当該法定代理人が法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類（法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書並びに法第7条第5項第4号ホの役員（以下この号及び次号において同じ。）の住民票の写し及び当該役員が法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類）
 - (11) 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し及び当該役員が法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類
 - (12) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び当該者が法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類（法人である場合は、登記事項証明書）
 - (13) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し及び当該者が法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類
 - (14) 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 2 市長は、申請者の事業の用に供する施設等の検査をすることができる。
- 3 市長は、その内容に変更がない場合における許可の更新申請をするときその他特にその必要がないと認めるときは、第1項各号に掲げる書類及び図面の一部の添付を省略させることができる。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可の申請）

第18条の3 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者（以下この条においてこれらを「申請者」という。）は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第10号）の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類及び図面については、第18条又は前条の規定を準用する。

3 市長は、申請者の事業の用に供する施設等の検査をすることができる。

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第18条の4 法第7条第1項の規定による許可若しくは法第7条第2項の規定による許可の更新又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可（以下この条及び次条において「一般廃棄物収集運搬業の許可等」という。）をする場合の基準は、法第7条第5項各号（これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）に掲げるもののほか、次のとおりとする。ただし、第3号から第8号までにあつては、市長が別に定める者を除くものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が収集運搬しようとする一般廃棄物は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 本市の区域内（以下「市内」という。）の事業所から排出されたもの
 - イ 市内において排出された浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥又はし尿を含むビルピット汚泥
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、個人である場合は市内に住所及び事務所を、法人で

ある場合は市内に本店を有していること。

- (4) 前号の事務所に法第7条第15項の帳簿（以下単に「帳簿」という。）を備え付けるとともに、申請者が常駐し、若しくは従業員を常駐させ、又は前号の本店に帳簿を備え付けるとともに、役員若しくは従業員を常駐させていること。ただし、前号の事務所又は本店以外に帳簿を備え付けている事務所、支店等が市内に存する場合は、当該帳簿を備え付けている事務所、支店等のみに申請者が常駐し、又は役員若しくは従業員を常駐させることで足りるものとする。
- (5) 収集運搬車両について大阪運輸支局長の登録を受けており、当該登録において使用の本拠地が市内であり、自ら所有権又は使用する権原を有すること。
- (6) 収集運搬車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。
- (7) 収集運搬車両を保管するために、市内において、一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者自ら所有権又は使用する権原を有する施設を有すること。
- (8) 法第7条第2項の規定による許可の更新の場合は、一般廃棄物収集運搬業に伴う収集及び運搬の実績量が、市長の定める量以上であること。
- (9) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得税（法人にあっては法人税）を滞納していないこと。

<以下省略>

（車両の表示等）

第18条の5 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けた車両に市長が別に定める表示及び塗装をしなければならない。ただし、浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥、し尿を含むビルピット汚泥並びに実験動物の死体及びふん尿（感染性一般廃棄物を除く。）の一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けた車両は、この限りでない。

（一般廃棄物収集運搬業の変更承認申請）

第18条の6 一般廃棄物収集運搬業者は、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物収集運搬業変更承認申請書（様式第10号の2）の正本1部及び副本1部を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、収集運搬車両の台数を減らす場合は、この限りでない。

(1) 収集運搬車両（前条ただし書に規定する車両を除く。）

(2) 搬入先

2 前項の申請書には、申請の内容を証する書類並びに市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 市長は第1項の承認をしたときは、一般廃棄物収集運搬業変更承認書（様式第10号の3）を交付する。ただし、第1項第2号の事項の変更に係る承認をした場合は、当該承認書の交付に代えて一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第11号）の書換え交付を行うことができる。

（一般廃棄物処理業の廃止及び変更の届出等）

第18条の7 一般廃棄物収集運搬業者又は法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者（以下単に「一般廃棄物処分業者」という。）は、法第7条の2第3項の規定によりその事業を廃止し、又は変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業（廃止・変更）届出書（様式第10号の4）の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、申請の内容を証する書類並びに市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 法第7条の2第4項の規定による届出は、該当するに至った日から2週間以内に、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（様式第10号の5）の正本1部及び副本1部を提出することにより行うものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第19条 市長は、法第7条第1項若しくは第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を交付する。

2 市長は、法第7条第6項若しくは第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可若しくは許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第12号）を交付する。

（許可証の書換え交付）

第20条 市長は、前条若しくは第23条の3の規定により交付した許可証又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書換え交付する。

2 市長は、第23条の9第4項又は第25条第2項の規定により交付した受理書の記載事項に変更があったときは、当該受理書を書換え交付する。

3 第1項の規定による許可証又は前項の規定による受理書を書換え交付を受ける者は、それぞれ書換え前の許可証又は受理書を市長に返納しなければならない。
(許可証の再交付の申請)

第21条 第19条第1項若しくは第2項若しくは第23条の3又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証再交付申請書(様式第13号)により市長に許可証の再交付を申請することができる。

2 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損又は破損した当該許可証を添付して申請しなければならない。

3 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。
(違反業者に対する措置)

第21条の2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき、又は法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、本市の処理施設への搬入の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新の申請期間)

第22条 法第7条第2項、法第7条第7項、法第14条第2項、法第14条第7項、法第14条の4第2項又は法第14条の4第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の3月前から当該許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)

第23条 第19条第1項若しくは第2項又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14若しくは省令第10条の18の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 政令第4条の5、政令第4条の8、政令第6条の9、政令第6条の11、政令第6条の13又は政令第6条の14で定められる期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。

(2) 法第7条の2(法第14条の2又は法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により事業の全部を廃止した旨を市長に届け出たとき。

(3) 法第7条の4(法第14条の3の2又は法第14条の6において準用する場合を含む。)又は法第14条の6第1項の規定により当該許可が取り消されたとき。

(書類の提出部数等)

第29条 省令において様式の定めがある申請書、届出書及び報告書の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 省令第11条及び省令第12条の9の申請書 正本1部及び副本については市長が必要と認める部数

(2) 省令第8条の27及び省令第12条の7の5の報告書 正本1部

(3) 前2号を除く申請書、届出書及び報告書 正本1部及び副本1部

(委任)

第30条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領

全部改正 平成20年10月27日

最近改正 令和4年10月1日

堺市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽清掃汚泥及びディスポーザ清掃汚泥）に係る許可事務取扱要領（平成17年1月5日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号。以下「規則」という。）に定める一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）及び規則において使用する例による。

2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規許可 法第7条第1項の規定による許可
 - (2) 更新許可 法第7条第2項の規定による許可の更新
 - (3) 変更許可 法第7条の2第1項の規定のうち、一般廃棄物収集運搬業に係る事業範囲の変更の許可
 - (4) 許可申請書 規則第18条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（許可・更新許可）申請書及び規則第18条の3第1項に規定する一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書
 - (5) 申請者 第1号から第3号までの許可を受けようとする者
 - (6) 許可業者 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
 - (7) 許可車両 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた車両
- （事業の範囲）

第3条 一般廃棄物収集運搬業許可の事業範囲のうち取り扱う一般廃棄物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事業系ごみ（動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず。以下同じ。）
- (2) 浄化槽清掃汚泥
- (3) ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥
- (4) し尿を含むビルピット汚泥（建築物の排水槽にたい積する汚泥で、し尿を含むものをいう。以下同じ。）
- (5) 実験動物の死体及びふん尿（感染性一般廃棄物及び市の処理施設で処理できるものを除く。以下「実験動物の死体等」という。）

2 積替え又は保管は認めないものとする。

（許可に係る申請書の添付書類の様式等）

第4条 許可申請書に添付する書類及び図面のうち、規則第18条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号まで（第8号を除く。）の様式は、次のとおりとする。ただし、更新許可に係る申請の場合は、次のうち第2号ウ及びオ並びに第5号を省略することができるものとする。

- (1) 第1号の書類 事業計画の概要書（様式第1号）
- (2) 第2号の書類
 - ア 事務所及び事業場並びに車両保管場所の所在地一覧表（様式第2号）
 - イ 事務所及び事業場の案内図及び配置図（様式第3号）
 - ウ 事務所及び事業場の写真（様式第4号）
 - エ 車両保管場所の案内図及び配置図（様式第5号）
 - オ 車両保管場所の写真（様式第6号）
 - カ 収集運搬車両一覧表（様式第7号）
 - キ 収集運搬車両の写真（様式第8号）（様式第8号の2）
 - ク 収集運搬車両の積載方法等説明書（様式第9号）（収集運搬車両がロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたもの（塵芥車）でない場合に限る。）
- (3) 第3号の書類（施設の所有権を有しない場合に限る。）
 - ア 車両使用承諾証明書（様式第10号）
 - イ 施設使用承諾証明書（様式第11号）（この様式によれない場合を除く。）
- (4) 第6号の書類 欠格要件に係る誓約書（様式第12号）
- (5) 第7号の書類 事業開始に要する資金の総額及びその調達方法（様式第13号）
- (6) 第9号の書類（資産に関する調書に限る。） 資産に関する調書（様式第14号）

- 2 規則第18条第1項第3号(土地又は建物の所有権を有することを証する書類に限る。)、第4号、第8号(法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類に限る。)及び第9号(所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類に限る。)に規定する書類については、その発行日から起算して3か月以内のものに限るものとする。ただし、当該書類を提示し、原本照合を受けた場合は、写しを提出することにより当該書類の提出に代えることができる。
 - 3 規則第18条第1項第5号、第10号、第11号、第12号及び第13号の法第7条第5項第4号イに該当するか否かについて審査するために必要と認められる書類は、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類(その発行日から起算して3か月以内のものに限る。ただし、当該書類を提示し、原本照合を受けた場合は、写しを提出することにより当該書類の提出に代えることができる。)とする。提出できない場合については医師による診断書等を提出すること。
 - 4 規則第18条第1項第8号に規定する直前3年(更新許可の申請の場合は、直前2年)に係る書類を提出できない場合については、納税証明書等が添付できない理由書(様式第15号)を提出すること。ただし、設立又は開業後1年未満の場合は、本市に受理された法人等設立申告書の写し(個人の場合は税務署に受理された個人事業の開業等届出書の写し)を合わせて提出すること。
 - 5 規則第18条第1項第14号に規定する書類は、本市が指定する一般廃棄物に係る講習会を受講したことを証する書類とする。ただし、更新許可又は変更許可に係る申請の場合は、この限りでない。
 - 6 規則第18条第1項第15号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、第3条第1項第1号の申請者は、次のうち第8号の一部又は全部を除くことができるものとし、第5条第1項第1号の申請者は、次のうち第5号、第6号及び第8号を除くものとし、更新許可又は変更許可に係る申請の場合は、第1号を除くことができるものとする。
 - (1) 印鑑証明書(その発行日から起算して3か月以内のものに限る。ただし、当該書類を提示し、原本照合を受けた場合は、写しを提出することにより当該書類の提出に代えることができる。)
 - (2) 申請者が個人である場合、確定申告書の写し(直前3年(更新許可の申請の場合は、直前2年)の第一表及び第二表とし、修正申告がある場合は修正申告書の写しとする。)
 - (3) 従業員一覧表(様式第16号)
 - (4) 業務経歴書(様式第17号)
 - (5) 一般廃棄物排出(予定)者一覧表(様式第18号)
 - (6) 誓約書(様式第19号)
 - (7) 堺市税の納税状況を調査するための同意書(様式第20号)
 - (8) 排出者との委託契約書の写し
 - (9) 一般廃棄物を本市の処理施設以外の施設へ搬入する場合、当該施設へ搬入できることを証する書類
 - (10) 廃棄物処理業の許可等を受けている場合(他の都道府県又は市町村のものを含む。)にあっては、その許可証等の写し
 - (11) 申請しようとする一般廃棄物収集運搬業に係る許可申請手数料の領収書の写し(許可基準)
- 第5条** 規則第18条の4第1項の市長が別に定める者は、次のとおりとする。
- (1) 浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥又はし尿を含むビルピット汚泥(以下「浄化槽清掃汚泥等」という。)の一般廃棄物収集運搬業の申請者
 - (2) 実験動物の死体等の一般廃棄物収集運搬業の申請者
- 2 規則第18条の4第1項第8号の規定により市長が定める量は、一月当たり25トンとし、市長は、収集及び運搬の実績量(浄化槽清掃汚泥等を除く。以下「実績量」という。)が当該量に達しない許可業者に対して、更新許可を行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 次に掲げるア及びイの条件を満たす場合
 - ア 新規許可又は変更許可後継続して更新許可を受け、当該新規許可又は変更許可から5年を経過し、かつ当該期間内の各月の実績量(次項に規定する一般廃棄物及び第4項に規定する資源物を実績量に含める場合を含む。)が全て25トンに達していること。
 - イ 現行の許可期間内において本市の清掃工場への搬入が月1回以上(法第7条の3に規定する事業の停止命令又は規則第7条第2項に規定する搬入許可の停止を受けた者は、当該期間が含まれる月を除く。)あること。
 - (2) 市長がやむを得ない理由があると認める場合
 - 3 前項に定める実績量の規定において、次の廃棄物(当該許可業者が堺市内で収集したのものに限る。)については、希望する場合、当該実績量に含めることができる。ただし、当該実績に含めることができる量は、次の廃棄物合計で、月16t以内とする。
 - (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち古紙及び古繊維
 - (2) 当該許可業者が堺市再生輸送業の指定において収集運搬した事業系一般廃棄物(動植物性残渣のうち飼肥料の原料として再生利用できる魚類の固形状粗及び特定家庭用機器再商品化法に規定する

特定家庭用機器は除く。)

- 4 前項ただし書きの規定については、前項各号の廃棄物（以下「資源物」という。）とその他の事業系ごみを合わせて当該排出事業者と書面による委託契約が交わされており、かつ本市の清掃工場への搬入が月1回以上ある場合は、この限りでない。
- 5 規則第18条の4第3項の規定により市長が別に定める一般廃棄物収集運搬業の許可等に係る基準は、次のとおりとする。ただし、次のうち第2号については第1項第1号に規定する者を、第3号については第1項第1号に規定する者を、第3号の括弧書きを除く部分については第1項第2号に定める者を、第4号については第1項第2号に規定するものを、それぞれ除くものとする。
- (1) 収集運搬車両は処理施設への搬入の際に支障のない規格であり、次の廃棄物の種類ごとに次の基準を満たしているものであること。
- ア 事業系ごみ 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたものであること。
- イ 浄化槽清掃汚泥等 バキューム方式を用いたものであり、原則として最大積載量は10トン以下であること。
- ウ 実験動物の死体等 架装構造が保冷機能を用いたものであること。
- (2) 新規許可の場合は、申請者が、本市の指定する一般廃棄物に係る講習会を修了していること。
- (3) 申請者が、排出者との間で当該申請業務に関して委託契約の見込み（更新許可の申請の場合は書面による契約）があること。
- (4) 更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごと（ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥を除く。）に市内での収集運搬実績が認められ、かつ更新前の業務を適正に遂行した者であること。
- (車両の表示等)

第6条 規則第18条の5の市長が別に定める車両の表示及び塗装は、別紙のとおりとする。なお、次の各号についても遵守すること。

- (1) 許可車両には、一般廃棄物収集運搬業に関わりがない事項を表示しないこと。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった車両については、別紙の許可表示を抹消すること。
- (3) 許可車両以外の車両には、別紙の許可表示をしないこと。

2 許可車両の構造等により前項別紙の表示及び塗装が困難な場合は、別途協議するものとする。
(遵守事項)

第7条 許可業者は、一般廃棄物収集運搬業を行うにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) 許可証を事務所内に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。
- (3) 従業員に、雇用関係を証明する書類（従業員証など）を常時携帯させること。また、従業員への法令遵守の指導を徹底すること。
- (4) 許可車両がやむを得ない事由により使用できなくなった場合に速やかに対処できるよう、臨時で使用する車両の体制を整えておくこと。
- (5) 市長が推進する環境施策及び減量施策に従うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。

(更新許可の申請期間)

第8条 更新許可の申請期間は、当該許可の有効期間が満了する日の3か月前から当該許可の有効期間が満了する日までのうち市長が特に定める日までの間とする。

(申請書の受理)

第9条 市長は、許可申請書の提出があったときは、当該申請書及び必要な書類の内容に不備がないことを確認したうえで、当該申請書を受理するものとする。

(標準処理期間)

第10条 行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 新規許可に係る申請の場合 申請を受理した日の翌日から起算しておおむね4か月間
- (2) 更新許可及び変更許可に係る申請の場合 申請を受理した日の翌日から起算しておおむね2か月間
- (3) 変更承認に係る申請の場合 申請を受理した日の翌日から起算しておおむね2週間

(許可等の処分)

第11条 市長は、新規許可及び変更許可に係る許可申請書を受理したときは、その内容が規則第18条の4第1項及び第5条に定める基準に適合しているかどうかについて審査を行う。

2 市長は、更新許可に係る許可申請書を受理したときは、その内容が規則第18条の4の基準及び法第7条第11項に基づき市長が付した条件を満たしているかどうかについて審査を行う。

3 前2項の場合において、市長が必要と認めるときは、申請者又は法第7条第5項第4号リ、又はル

に定める法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員若しくは使用人が同条同項同号イからヌまでに該当するか否かを関係機関に照会するものとする。

- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する審査の結果、当該基準に適合していないと認めるときは、一般廃棄物収集運搬業不許可通知書（様式第21号）に許可申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。

（臨時車両の申請等）

第12条 許可業者は、許可車両がやむを得ない事由により使用できない場合又はごみ量の臨時的な増加等により、許可車両以外の車両（以下「臨時車両」という。）を臨時に使用せざるを得ないときは、規則第18条の7の規定に関わらず、あらかじめ臨時車両使用承認申請書（様式第22号（甲）（乙））を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請において添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 許可車両がやむを得ない事由により使用できないことを証する書類又は臨時車両を使用せざるを得ないことを排出事業者が証する書類（臨時車両による増車（以下「臨時増車」という。）のうち年末年始における場合を除く。）
- (2) 臨時車両の自動車検査証の写し
- (3) 第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合にあつては、収集運搬車両の積載方法等説明書（収集運搬車両がロータリー式またはバック式の圧縮方式を用いたものでない場合に限る。）
- (4) 臨時車両を使用する権原を有することを証する書類

- 3 臨時車両の使用期間は、2週間を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 許可車両の故障等による修理でこの期間を超える臨時車両を必要とする場合 2週間毎にその進捗状況を記載した書類を提出したうえで、最長2か月間使用することができる。ただし、この日数を超える臨時車両を必要とする場合で市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。
- (2) 臨時増車（年末年始における臨時増車を除く。）の場合 年末年始における臨時増車期間を除く新規許可若しくは更新許可又は変更許可の許可期間中における使用日数は14日を限度とする。ただし、この日数を超える臨時増車を必要とする場合で市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。

- 4 臨時車両の承認の基準は次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号においては、第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合に限る。

- (1) 処理施設への搬入の際に支障のない規格であること。
- (2) 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はバック式の圧縮方式を用いたものであること。
- (3) 運輸支局長の登録を受けた車両であること。
- (4) 年末年始における臨時増車で使用する車両台数は、当該申請者の許可車両台数と同数以下であること。
- (5) 前項第2号において使用する車両は、当該申請の理由のみに使用するもので、排出量等を勘案し必要最小限の車両台数であること。

- 5 市長は、第1項の承認を行った者に対し、次のとおり交付及び貸与を行う。ただし、第2号においては、第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合に限る。

- (1) 臨時車両使用承認申請書の副本（以下この条において「副本」という。）の交付
- (2) 臨時車両マグネット（様式第22号の2。以下「マグネット」という。）の貸与

- 6 前項の規定による交付及び貸与を受けた者は、臨時車両の運行に際しては副本を携帯するとともに、マグネットを臨時車両の両側面に貼付するものとする。また、他の廃棄物処理業等に使用していると誤認しないようにすること。

- 7 第5項の規定による交付及び貸与を受けた者は、当該副本及びマグネットを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。

（マグネットの亡失等）

第12条の2 前条第5項の規定によるマグネットの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、亡失等に関する届出書（様式第22号の3）を作成し、亡失等の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 被貸与者は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該マグネットについて実費相当分を賠償しなければならない。

- 3 被貸与者は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、臨時車両マグネット再貸与申請書（様式第22号の4）により市長にマグネットの再貸与を申請することができる。

- 4 汚損又は破損により前項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該マグネットを前項の申請書に添付しなければならない。

- 5 亡失により第3項の規定による再貸与を受けた者は、亡失したマグネットを発見したときは、発見した当該マグネットを直ちに市長に返納しなければならない。なお、マグネットの亡失等に伴い実費相当分を負担した後、亡失等した当該マグネットが発見された場合でも、実費相当分の還付は行わない。

(報告)

第13条 許可業者は、業務の実施状況を明確にするため、月毎に一般廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第23号)を作成し、翌月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、浄化槽清掃汚泥等の許可業者を除くものとする。

- 2 許可業者は、第5条第3項前段の規定により資源物を実績量に含めることを希望する場合は、月毎に一般廃棄物(資源物)収集運搬業実績報告書(様式第23号の2)を作成し、次に掲げる書類を添付し、翌月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第2号の書類については、当該報告書の初回提出時に限るものとする。

(1) 当該報告書の内容を証し、許可業者名、搬入先事業所の所在地及び名称並びに電話番号、搬入年月日、品目、重量及び搬入車両番号の記載のある計量伝票

(2) 資源物を収集運搬実績に含めることについての誓約書(様式第23号の3)

- 3 前項に規定する書類を提出する場合において、資源物の実績量合計が16tを超え、かつ第5条第4項の規定に該当する場合は、同条同項に規定する委託契約に係る書類の写しを添付しなければならない。ただし、当該委託契約後初回の提出時に限るものとする。

- 4 浄化槽清掃汚泥等の許可業者は、業務の実施状況を明確にするため、毎年4月末日までに、その年の3月31日以前の1年間における一般廃棄物収集運搬業実績報告書(浄化槽清掃汚泥等)(様式第24号)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 5 許可業者は、前2項に規定するもののほか市長が必要と認める事項について、速やかに報告しなければならない。

(変更承認に係る申請書の添付書類)

第14条 規則第18条の6第2項の書類及び図面は、規則第18条の規定を準用する。

(廃止又は変更に係る届出書の添付書類)

第15条 規則第18条の7第2項の書類及び図面は、規則第18条第1項で規定する書類及び図面のうち、当該変更を証する又は関係するものとする。

(許可証の亡失等)

第16条 許可業者は、規則第19条第1項の規定により交付された許可証の再交付を受けようとするとき、又は規則第23条の規定により許可証の返納をしなければならない場合において、亡失又は滅失の理由により当該許可証を返納することができないときは、許可証亡失・滅失申立書(様式第25号)を市長に提出するものとする。

(委任)

第17条 この要領の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成20年10月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、改正前の一般廃棄物収集運搬業(浄化槽清掃汚泥及びディスプレイ清掃汚泥)に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成21年6月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

この要領は平成22年5月14日から施行する。

附 則

この要領は平成22年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成23年2月1日から施行する。ただし、様式第12号の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
附則
(施行期日)
- 1 この要領は平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
附則
(施行期日)
- 1 この要領は平成25年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
附則
(施行期日)
- 1 この要領は平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
附則
この要領は平成26年7月1日から施行する。
附則
(施行期日)
- 1 この要領は平成26年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
附則
(施行期日)
- 1 この要領は平成27年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
附則
(施行期日)
- 1 この要領は平成29年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の規定により表示及び塗装された許可車両については、改正後の堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領の規定により表示及び塗装された許可車両とみなす。

附 則

この要領は平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の各要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要領による改正後の各要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和4年3月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の各要領の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要領による改正後の各要領の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

<別紙はP18参照>

堺市一般廃棄物処理業者等に係る不利益処分基準

施行 平成 24 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 11 月 22 日

(目的)

第 1 条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、法第 7 条第 1 項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は同条第 6 項の許可を受けた一般廃棄物処分業者（以下「許可業者」という。）に対して行う不利益処分の実施及び不利益処分を行った事実等の公表に関して、必要な事項を定めることにより、法の目的の実現並びに不利益処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(不利益処分の定義)

第 2 条 この基準において「不利益処分」とは、許可業者に対して行う法第 7 条の 4 の規定に基づく許可の取消し又は法第 7 条の 3 の規定に基づき期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止の命令とする。

(対象)

第 3 条 市長は、許可業者が法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときにおいて、行政指導等では法の目的の達成が困難と認めるときは、この基準に基づき当該許可業者に対して不利益処分を行う。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第 4 条 不利益処分を行おうとする場合の聴聞及び弁明の機会の付与の手続きについては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び堺市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年規則第 48 号）の定めるところによるものとする。

(不利益処分の基準)

第 5 条 許可業者に対する不利益処分は、別表の左欄に掲げる違反行為等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。

(不利益処分の加重)

第 6 条 市長は、前条の規定により第 3 類に掲げる事業の停止を命ずる場合において、許可業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別表の右欄に掲げる期間を各号の定めるところにより加重することができる。ただし、次の各号の全てに該当する場合は、第 1 号の例による。

- (1) 違反行為をし、事業の停止命令を受けた許可業者が、当該処分がなされた日から起算して 2 年を経過する日までの間に前条に規定する違反行為を行った場合 2 倍
- (2) 複数の違反事由に該当する場合 重い方の 1. 5 倍

2 市長は、前項の規定により算定された事業の停止に係る日数が 90 日を超える場合は、その許可を取り消すことができる。

(不利益処分の減輕)

第 7 条 市長は、第 5 条の規定により第 2 類又は第 3 類に掲げる不利益処分を行う場合において、許可業者が違反行為について自主的な改善措置を講じた等、違反業者の情状に酌量すべき余地があると認められる場合は、別表の右欄に掲げる内容を次の各号の定めるところにより減輕することができる。ただし、前条の規定により不利益処分を加重する場合は、本条の規定は適用しない。

- (1) 許可の取消しを命ずべきときは、これに代えて 90 日の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (2) 事業の停止を命ずべきときは、規定する期間の 2 分の 1 を減ずることができる。

(不利益処分の公表)

第 8 条 市長は、不利益処分を行った場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該事実に関し堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 7 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公開しないものとする。

- (1) 不利益処分の対象者の氏名（法人にあっては、その名称）及び主たる事務所の所在地
- (2) 不利益処分を行った日（以下「処分日」という。）
- (3) 不利益処分の内容

- (4) 不利益処分の根拠法令
 - (5) 不利益処分の原因となった事実
- 2 前項の規定による公表は、堺市のホームページに掲載する等、適切な方法により行うものとする。
- 3 第1項の規定による公表の期間は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とするものとする。
- (1) 許可の取消し 処分日の翌日から起算して5年が経過する日までの期間
 - (2) 事業の停止 当該停止の期間
(指定業者への準用)

第9条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号又は第2条の3第2号の規定に基づき、一般廃棄物再生輸送業又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者に対する不利益処分について準用する。この場合において、「許可」とあるのは「指定」と、「法第7条の4の規定に基づく許可の取消し又は法第7条の3の規定に基づき期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止の命令」とあるのは「堺市再生利用業の個別指定に関する規則（昭和54年規則第40号）第7条の2の規定に基づく指定の取消し又は同規則第7条の規定に基づき期間を定めて行う指定の効力の全部若しくは一部の停止の命令」と、「事業の停止」とあるのは「指定の効力の停止」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この基準の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月22日から施行する。

(別表)

区分	違反行為等の種類	処分の基準	
第1類	不正手段による営業許可取得(更新を含む)	(第25条第1項第2号)	許可の取消し
	不正手段による事業範囲変更許可取得	(同項第4号)	許可の取消し
	事業停止命令違反・措置命令違反	(同項第5号)	許可の取消し
	不正手段による施設設置許可取得	(同項第9号)	許可の取消し
	不正手段による施設変更許可取得	(同項第11号)	許可の取消し
	施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反	(第26条第2号)	許可の取消し
第2類	無許可営業	(第25条第1項第1号)	許可の取消し
	無許可事業範囲変更	(同項第3号)	許可の取消し
	委託基準違反	(同項第6号)	許可の取消し
	名義貸しの禁止違反	(同項第7号)	許可の取消し
	施設無許可設置	(同項第8号)	許可の取消し
	施設無許可変更	(同項第10号)	許可の取消し
	無確認輸出	(同項第12号)	許可の取消し
	受託禁止違反	(同項第13号)	許可の取消し
	不法投棄	(同項第14号)	許可の取消し
	不法焼却	(同項第15号)	許可の取消し
	指定有害廃棄物の処理禁止違反	(同項第16号)	許可の取消し
	無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂	(同条第2項)	許可の取消し
	再委託禁止違反	(第26条第1号)	許可の取消し
	施設無許可譲受け・無許可借受け	(同条第3号)	許可の取消し
	無許可輸入	(同条第4号)	許可の取消し
	輸入許可条件違反	(同条第5号)	許可の取消し
	不法投棄・不法焼却目的収集運搬	(同条第6号)	許可の取消し
無確認輸出予備	(第27条)	許可の取消し	
第3類	土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	(第28条第2号)	事業の停止90日
	施設使用前検査受検義務違反	(第29条第2号)	事業の停止60日
	土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	(同条第6号)	事業の停止30日
	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反	(第30条第1号)	事業の停止30日
	業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出	(同条第2号)	事業の停止30日
	維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	(同条第4号)	事業の停止30日
	処理責任者等設置義務違反	(同条第5号)	事業の停止30日
	報告拒否、虚偽報告	(同条第7号)	事業の停止30日
	立入検査拒否・妨害・忌避	(同条第8号)	事業の停止30日
	技術管理者設置義務違反	(同条第9号)	事業の停止30日
	その他の違反行為		事業の停止10日
	許可条件違反(堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第9条に基づく受入基準違反を除く)		事業の停止30日
第4類	事故時応急措置命令違反	(第29条第7号)	応急措置に必要な期間の停止
	施設又は許可を受けた者の能力が処理業の許可基準に適合しなくなった場合		改善に必要な期間の事業の停止又は改善が不可能な場合は許可の取消し